

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成20年2月29日
【事業年度】	第160期（自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日）
【会社名】	澁澤倉庫株式会社
【英訳名】	The Shibusawa Warehouse Co., Ltd.
【代表者の役職氏名】	取締役社長 犬塚 静衛
【本店の所在の場所】	東京都中央区日本橋茅場町一丁目13番16号
【電話番号】	東京 03 (3660) 4119
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部経理部長 下岡 隆
【最寄りの連絡場所】	東京都中央区日本橋茅場町一丁目13番16号
【電話番号】	東京 03 (3660) 4119
【事務連絡者氏名】	取締役管理本部経理部長 下岡 隆
【縦覧に供する場所】	澁澤倉庫株式会社 関東支店横浜港営業所 （横浜市中区海岸通三丁目9番地） 澁澤倉庫株式会社 関東支店千葉港営業所 （千葉市中央区中央港二丁目4番3号） 澁澤倉庫株式会社 北関東支店 （さいたま市北区宮原町三丁目680番地2） 澁澤倉庫株式会社 中部支店 （愛知県小牧市入鹿出新田822番地） 澁澤倉庫株式会社 関西支店 （大阪市港区築港四丁目1番11号） 澁澤倉庫株式会社 関西支店神戸輸出入営業所 （神戸市中央区御幸通二丁目2番11号） 澁澤倉庫株式会社 中国・九州支店 （福岡県糟屋郡新宮町下府二丁目9番26号） 株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

(注) 上記の中国・九州支店は、金融商品取引法に規定する縦覧場所ではありませんが、投資者の便宜を考慮して縦覧に供する場所としております。

1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月28日に提出した第160期（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）有価証券報告書の記載事項に一部訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するため、有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

- 第一部 企業情報
 - 第4 提出会社の状況
 - 3 配当政策
 - 6 コーポレート・ガバナンスの状況

3【訂正箇所】

訂正箇所は____線で示しております。

第一部【企業情報】

第4【提出会社の状況】

3【配当政策】

（訂正前）

当社は、公共性の高い業種を事業の中核としており、その性格上、長期的かつ安定的な経営基盤の確保と財務体質の強化が求められております。配当につきましても、業績および将来の見通しに配慮しながら安定的に実施することを基本としております。

また、内部留保は、事業拡大のための設備投資や借入金返済等財務基盤の強化に充てるとともに、機動的な資本政策や総合的な株主還元策のために有効活用し、企業価値の向上ならびに株主価値の増大に努めてまいります。

当社は、中間期末日および期末日を基準とした年2回の配当を実施することを基本方針としており、これらの剰余金の配当等を取締役会の決議にて定めることができるよう、平成18年6月29日開催の第159期定時株主総会にて定款変更を決議しました。

<略>

（訂正後）

当社は、公共性の高い業種を事業の中核としており、その性格上、長期的かつ安定的な経営基盤の確保と財務体質の強化が求められております。配当につきましても、業績および将来の見通しに配慮しながら安定的に実施することを基本としております。

また、内部留保は、事業拡大のための設備投資や借入金返済等財務基盤の強化に充てるとともに、機動的な資本政策や総合的な株主還元策のために有効活用し、企業価値の向上ならびに株主価値の増大に努めてまいります。

当社は、中間期末日および期末日を基準とした年2回の配当を実施することを基本方針としております。配当の決定機関は、中間配当、期末配当ともに取締役会であります。但し、第160期期末配当につきましては、株主の皆様のご意思を反映させるため、定時株主総会において決議しております。

なお、当社はこれらの剰余金の配当等を取締役会の決議にて定めることができるよう、平成18年6月29日開催の第159期定時株主総会にて定款変更を決議しました。

<略>

6 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(訂正前)

(1) ～(7) <略>

(8) 剰余金の配当等の決定機関

<本文略>

(9) 株主総会の特別決議要件

<本文略>

(訂正後)

(1) ～(7) <略>

(8) 取締役及び監査役の責任免除

当社は、取締役および監査役が職務の遂行にあたり、その期待される役割を十分に発揮できるよう、会社法第426条第1項の規定により、取締役および監査役（取締役および監査役であった者を含む）が善意でかつ重大な過失がない場合は、会社法第423条第1項の賠償責任につき、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる旨を定款に定めております。

(9) 剰余金の配当等の決定機関

<本文略>

(10) 株主総会の特別決議要件

<本文略>